

## 障がい者の就労支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会及び徳島ビルメンテナンス協同組合（以下「乙」という。）、徳島県教育委員会（以下「丙」という。）並びに社会福祉法人徳島県社会福祉事業団（以下「丁」という。）は、徳島県立特別支援学校の生徒及び卒業生、障害福祉サービス利用者その他の働く意欲のある障がい者（以下「働く意欲のある障がい者」という。）の就労支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、働く意欲のある障がい者の就労支援活動に関し、甲、乙、丙及び丁相互の有機的かつ緊密な連携の下、一人でも多くの障がい者が、その特性に応じて能力を発揮し、地域における活躍の場を広げ、障がいのある人もない人も、支え合いながらいきと暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### （甲の協力内容等）

第2条 甲は、働く意欲のある障がい者の働きたいという思いを実現するために、関係行政機関、事業主、障がい者雇用関係団体及び県民と協力して、働く意欲のある障がい者が地域で安心して働くことのできる環境づくりに取り組むものとする。

2 前項の場合において、この協定を実施するために必要があると認めるときは、乙及び丁に対し、適宜関連する情報を提供し、その管理する施設を働く意欲のある障がい者の作業学習及び就業体験の場として提供する等の連携支援を行い、又は行事への参加、施策に対する意見その他相当の連携協力を求めることがあるものとする。

### （乙の協力内容）

第3条 乙は、次の事項について協力するものとする。

- (1) 乙の団体構成員の求人情報の提供
- (2) 丙が実施する校内作業学習その他の教育活動における働く意欲のある障がい者及びその支援者等への技術指導及び助言
- (3) とくしま特別支援学校技能検定実施に関する教材等の提供及び貸出し
- (4) 乙の指定する企業等での作業学習及び就業体験
- (5) 丁が実施する作業学習及び就業体験並びに技能検定に対する専門的知識経験に基づく支援
- (6) ビルメンテナンスの技術向上に関すること。
- (7) 甲、丙又は丁が実施する障がい者雇用に関する研修等の団体構成員への周知及び参加依頼
- (8) その他働く意欲のある障がい者の就労支援活動に関すること。

#### (丙の協力内容)

第4条 丙は、次の事項について協力するものとする。

- (1) 乙がその団体構成員に対して行う障がい者理解に関する研修への講師派遣
- (2) 丙が企画し、乙が指定する企業内における、生徒の作業学習及び就業体験への教員派遣
- (3) 乙が参画する働く意欲のある障がい者の就労等に関する事務事業等への参加その他の連携支援
- (4) 丁が実施する作業学習及び就業体験並びに技能検定への知見等の情報提供
- (5) 働く意欲のある障がい者の就労に関する理解啓発及び支援活動に関すること。

#### (丁の協力内容)

第5条 丁は、次の事項について協力するものとする。

- (1) 働く意欲のある障がい者のビルクリーニングの技術向上を図るため、乙の指導による作業学習及び就業体験の機会を提供すること。
- (2) 生徒の就業体験その他の丙が行う教育活動のため、丁の管理する施設を、活動の場として提供すること。
- (3) 働く意欲のある障がい者のビルクリーニングの技術向上を図り、社会的自立に資するため、乙と連携して取り組む技能検定実施に関するここと。
- (4) 働く意欲のある障がい者の就労に関する理解啓発及び支援活動に関すること。

#### (実施方法)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事項について、必要な場合には、別に定める事業計画書を作成し、内容について調整の上、事業を実施するものとする。

#### (個人情報の保護)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に十分配慮することとし、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

#### (疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

#### (有効期間等)

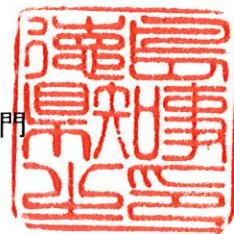
第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1月前までに、甲、乙、丙又は丁から書面で申出がなされないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定書（平成28年6月29日締結）は、この協定の締結の日にその効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 8月 21日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



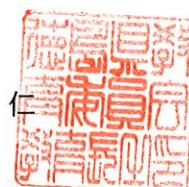
乙 徳島県徳島市昭和町2丁目56  
一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会  
会長 菊池 健次



徳島県徳島市昭和町2丁目56  
徳島ビルメンテナンス協同組合  
代表理事 中村 太一



丙 徳島県教育委員会  
徳島県教育委員会教育長 美馬 持仁



丁 徳島県徳島市西新浜町2丁目3番78号  
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団  
理事長 小谷 敏弘

